

第六一回

参第一五号

へき地教育振興法の一部を改正する法律（案）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「恵まれない」を「恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五 へき地学校の児童及び生徒の通学のための自動車又は船舶の購入、整備及び運行、へき地学校の児童及び生徒のための寄宿舎の設置その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第五条の三第一項中「級別に応ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする」を「級別及び種別に応ずる支給割合を乗じて算出するものとする。ただし、その額がへき地学校の級別及び種別に応じて定められる最低保障額に達しないときは、その最低保障額に相当する額をへき地手当の月額とするものとする」に改め、同条第二項中「程度の軽重」を「程度及び市町村の財政の状況」に、「その級別指定の基準は、文部省令で定める」を「へき地手当に関するへき地学校の種別は、五級について、へき地学校の所在地の保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じ、一種から三種までとする」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を削り、「級別の」を「級別及び種別の」に改め、「前項の規定により」を削り、「級別指定」を「級別及び種別の指定」に、「これを」を「条例で、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する支給割合は、次の表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の中欄に掲げる割合を基準とし、同項に規定する最低保障額は、同表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の下欄に掲げる額を下らないように、条例で、定めなければならない。

へき地学校の級別及び種別	基準となるべき割合	最低保障基準額	
一 級	百分の十	三千五百円	
二 級	百分の十五	五千二百五十円	
三 級	百分の二十	七千円	
四 級	百分の二十五	八千七百五十円	
五 級	一 種	百分の三十	一万五百円
	二 種	百分の三十三	一万千五百五十円
	三 種	百分の三十六	一万二千六百円

第六条第一項中「二分の一」を「十分の八」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（学校給食に要する経費に対する補助の特例）

第八条の二 へき地学校における学校給食に要する経費に係る国の補助については、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条中「二分の一」とあるのは「十分の八」

と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定及び次項の規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和四十四年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお従前の例による。

## 理 由

へき地教育の振興を図るため、へき地学校の級別指定の基準を定める場合に市町村の財政の状況を考慮すること及び五級について種別を設けることとするとともに、へき地手当を支給する場合の基準となるべき割合を高め、かつ、その最低保障基準額を定めることとし、あわせて国の市町村に対する補助率を十分の八に高めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約二億二千五百万円の見込みである。